

議第111号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 5 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 京都市立醒泉小学校 京都市立淳風小学校	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地 京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町609番地の 1	」
-----------------------------	--	---

を

「 京都市立下京雅小学校	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の 1	」
-----------------	-----------------------------	---

に改め、

「 京都市立二の丸北小学校	京都市伏見区向島二ノ丸町300番地	」
------------------	-------------------	---

を削る。

第 2 条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の 1」を「京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成29年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立醒泉小学校及び京都市立淳風小学校を統合して京都市立下京雅小学校を設置するとともに、京都市立二の丸北小学校を京都市立向島二の丸小学校に統合する等の必要があるので提案する。